

結 果 の 概 要

I 地方更生保護委員会

1 仮釈放等審理等の開始及び終了

(1) 審理の開始人員

平成 22 年において、全国の地方更生保護委員会で取り扱った仮釈放等審理等の人員の総数（移送を除く。）は 22,980 人である。このうち、当年開始人員は 20,080 人、前年繰越人員（前年末現在審理中人員）は 2,900 人であり、仮釈放等審理等の人員総数に占める比率は、当年開始人員が 87.4%（小数第 2 位を四捨五入して算出した。以下同じ。）、前年繰越人員が 12.6% である。

最近 13 年間の種別ごとの開始人員の推移は、第 1 表のとおりである。

開始人員総数は、平成 10 年以降増加傾向にあったが、同 17 年からはおおむね減少傾向にある。その内訳を見ると、仮釈放審理の開始人員は平成 17 年に減少し、同 18 年、19 年と微増したものの、同 20 年以降再び減少に転じている。また、少年院仮退院審理は、平成 14 年に減少に転じ、同 21 年に微増したものの、同 22 年は再び減少している。

第 1 表 仮釈放等審理等の開始人員の推移

種 別		平成10年	11	12	13	14	15	16
人 員	総 数	18,817	19,461	20,121	21,902	23,040	23,117	24,131
	仮釈放	13,910	14,179	14,625	16,027	17,173	17,452	18,665
	仮出場	-	-	1	-	1	-	-
	少年院仮退院	4,907	5,282	5,495	5,875	5,865	5,663	5,466
	うち、短期	2,175	2,307	2,269	2,304	2,322	2,116	1,883
	少年院退院	-	-	-	-	1	2	-
婦人補導院仮退院	-	-	-	-	-	-	-	
指 数	総数	100	103	107	116	122	123	128
	仮釈放	100	102	105	115	123	125	134
	少年院仮退院	100	108	112	120	120	115	111
	うち、短期	100	106	104	106	107	97	87

種 別		17	18	19	20	21	22	構成比(%)
人 員	総 数	22,773	22,837	22,455	21,323	20,556	20,080	100.0
	仮釈放	17,916	18,085	18,128	17,403	16,557	16,184	80.6
	仮出場	-	-	-	-	-	-	-
	少年院仮退院	4,857	4,752	4,327	3,919	3,999	3,895	19.4
	うち、短期	1,560	1,439	1,352	1,167	1,181	1,018	5.1
	少年院退院	-	-	-	1	-	1	0.0
婦人補導院仮退院	-	-	-	-	-	-	-	
指 数	総数	121	121	119	113	109	107	...
	仮釈放	129	130	130	125	119	116	...
	少年院仮退院	99	97	88	80	81	79	...
	うち、短期	72	66	62	54	54	47	...

(注) 1 指数は、平成 10 年を 100 とし、小数第 1 位を、構成比は小数第 2 位を、それぞれ四捨五入して算出した（以下同じ。）。

2 矯正施設の長からの申出によらない審理の開始人員については、本表に含めて計上した。

3 平成 14 年に 1 名、同 15 年に 2 名、同 20 年に 1 名、同 22 年に 1 名の少年院在院者について、地方更生保護委員会において退院を許す旨の決定があったが、人員が僅少なため、指数を省略した。

4 I 地方更生保護委員会（以下第 9 表まで同じ。）の 2 表参照

(2) 審理の終結人員

平成 22 年において、全国の地方更生保護委員会で取り扱った仮釈放等審理等の終結人員総数（移送を除く。）は 19,963 人であり、前年に比べ 540 人減少している。その内訳は第 2 表のとおりであり、仮釈放等を許す旨の決定（表においては「許可」と表示。以下「許可決定」という。）のうち、許可決定人員は 18,645 人（仮釈放等審理等の終結人員総数の 93.4%）、許可しない旨の判断がされた人員は 1,318 人（同 6.6%）、うち矯正施設の長からの申出の取下げがあった人員は 832 人（同 4.2%）である。

また、「許可」と「許可しない」人員の合計に対する「許可しない（取下げなし）」人員の比率は 2.4% であり、種別ごとの内訳を見ると、仮釈放審理は 3.0%、少年院仮退院審理は 0.0%となっている。

第 2 表 仮釈放等審理等の終結人員

種 別	総 数	許 可	許可しない (取下げなし)	許可しない (取下げあり)	その他	「許可しない(取下げなし)」人員の比率 (%)
人 総 数	19,963	18,645	486	832	-	2.4
員 仮釈放 仮出場	16,086	14,790	485	811	-	3.0
少年院仮退院	3,876	3,854	1	21	-	0.0
うち、短期	1,024	1,019	1	4	-	0.1
少年院退院	1	1	-	-	-	-
婦人補導院仮退院	-	-	-	-	-	-
構 総 数	100.0	93.4	2.4	4.2	-	...
成 仮釈放	100.0	91.9	3.0	5.0	-	...
比 仮出場	-	-	-	-	-	...
(%) 少年院仮退院	100.0	99.4	0.0	0.5	-	...
うち、短期	100.0	99.5	0.1	0.4	-	...

(注) 1 「許可しない(取下げなし)」人員の比率は、従来の「棄却率」に該当する。許可しない(取下げなし)人員 / (許可人員 + 許可しない人員) × 100 により算出した。

2 2 表参照

(3) 許可決定人員の状況

仮釈放等審理等の終結人員のうち、最近 6 年間の種別ごとの許可決定人員の推移は、第 3 表のとおりである。許可決定人員は平成 17 年以降は減少傾向にある。

第 3 表 仮釈放等審理等の許可決定人員の推移

第 3 表 仮釈放等審理等の許可決定人員の推移

種 別	平成17年	18	19	20	21	22	構成比(%)
人 総 数	21,423	21,282	20,399	20,255	18,943	18,645	100.0
員 仮釈放	16,602	16,552	16,092	16,291	15,030	14,790	79.3
仮出場	-	-	-	-	-	-	-
少年院仮退院	4,821	4,730	4,307	3,963	3,913	3,854	20.7
うち、短期	1,541	1,463	1,352	1,178	1,144	1,019	5.5
少年院退院	-	-	-	1	-	1	0.0
婦人補導院仮退院	-	-	-	-	-	-	-
指 総 数	100	99	95	95	88	87	...
仮釈放	100	100	97	98	91	89	...
仮出場	-	-	-	-	-	-	...
少年院仮退院	100	98	89	82	81	80	...
数 うち、短期	100	95	88	76	74	66	...

(注) 1 指数は、平成 17 年を 100 とした数値である。

2 2 表参照

(4) 許可しない（取下げなし）人員の状況

仮釈放等審理の終結人員のうち、最近 6 年間の種別ごとの許可しない（取下げなし）人員の推移は、第 4 表のとおりである。平成 17 年以降許可しない（取下げなし）人員は増加傾向にあったが、同 20 年以降減少傾向にあり、同 22 年は 486 人と前年に比べ 197 人（28.8%）減少した。

第 4 表 仮釈放等審理の許可しない（取下げなし）人員の推移

種 別	平成17年	18	19	20	21	22	構成比(%)
総 数	668	703	824	741	683	486	100.0
人 員							
仮釈放	667	701	819	734	679	485	99.8
仮出場	-	-	-	-	-	-	-
少年院仮退院	1	2	5	7	4	1	0.2
うち、短期	-	-	-	-	-	1	-
婦人補導院仮退院	-	-	-	-	-	-	-
指 数							
総数	100	105	123	111	102	73	...
仮釈放	100	105	123	110	102	73	...
少年院仮退院	100	200	500	700	400	100	...

(注) 1 指数は、平成 17 年を 100 とした数値である。

2 2 表参照

最近 6 年間の種別ごとの「許可しない(取下げなし)」人員の比率の推移は、第 5 表のとおりである。

平成 22 年における「許可しない(取下げなし)」人員の比率は、2.4%であり、前年に比べ 0.9 ポイント減少している。

第 5 表 仮釈放等審理の「許可しない(取下げなし)人員」の比率の推移

種 別	平成17年	18	19	20	21	22
総 数	3.0	3.2	3.9	3.5	3.3	2.4
仮釈放	3.9	4.1	4.8	4.3	4.1	3.0
少年院仮退院	0.0	0.0	0.1	0.2	0.1	0.0
うち、短期	-	-	-	-	-	0.1

(注) 「許可しない(取下げなし)」人員の比率は、許可しない(取下げなし)人員 / (許可決定人員 + 許可しない決定人員) × 100 により算出した。

(5) 仮釈放許可決定人員の刑の執行状況

平成 22 年における仮釈放許可決定人員 14,790 人のうち、定期刑の執行を受けた者は 14,739 人であり、これらの執行すべき刑期に対する執行した期間の割合（以下「刑の執行率」という。）を執行すべき刑期別に表示したものが、第 6 表である。

総数を見ると、刑の執行率 70%以上の者の比率が許可決定人員全体の 97.8%（前年は 97.7%）となっている。

第 6 表 定期刑仮釈放許可決定人員の刑の執行率

執行すべき刑期	総 数	59%以下	60～69%	70～79%	80～89%	90%以上
人 員						
総 数	14,739	6	317	3,560	6,706	4,150
1年以内	1,121	2	30	182	554	353
2年以内	5,337	1	146	1,619	2,550	1,021
3年以内	4,327	2	100	1,102	1,935	1,188
5年以内	2,916	1	33	575	1,286	1,021
5年を超える	1,038	-	8	82	381	567
構 成 比						
総 数	100.0	0.0	2.2	24.2	45.5	28.2
1年以内	100.0	0.2	2.7	16.2	49.4	31.5
2年以内	100.0	0.0	2.7	30.3	47.8	19.1
3年以内	100.0	0.0	2.3	25.5	44.7	27.5
5年以内	100.0	0.0	1.1	19.7	44.1	35.0
5年を超える	100.0	-	0.8	7.9	36.7	54.6

(注) 15 表参照

定期刑仮釈放許可決定人員についての最近 6 年間の刑の執行率の構成比の推移は、第 7 表のとおりである。刑の執行率が比較的低い（69%以下）者の構成比を見ると、平成 17 年以降は減少傾向にある。

第 7 表 定期刑仮釈放許可決定人員の刑の執行率の構成比の推移

刑の執行率	平成17年	18	19	20	21	22
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
59%以下	0.2	0.2	0.3	0.1	0.1	0.0
60～69%	9.1	6.4	4.6	3.1	2.2	2.2
70～79%	29.8	29.7	27.5	25.0	22.9	24.2
80～89%	37.7	39.6	42.4	44.3	45.8	45.5
90%以上	23.3	24.1	25.2	27.5	29.0	28.2

(注) 15 表参照

仮釈放許可決定人員のうち、無期刑の執行を受けた者の、最近 6 年間の在所期間別の推移は、第 8 表のとおりである。

第 8 表 無期刑仮釈放許可決定人員の受刑在所期間別推移

年次	総数	10年以内	12年以内	13年以内	14年以内	15年以内	16年以内	17年以内	18年以内	20年以内	20年を超える
平成17年	6	2	-	-	-	-	-	1	-	-	3
18	5	1	-	-	-	-	-	-	-	-	4
19	2	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-
20	5	-	-	1	-	-	-	-	-	-	4
21	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6
22	10	2	1	-	-	-	-	-	-	-	7

(注) 1 仮釈放を取り消され、再び刑の執行を受けた場合の在所期間は、その取消し後に執行した期間による。

2 17 表参照

2 審理再開事由等通知の受理及び処理

平成 22 年において、全国の地方更生保護委員会で取り扱った審理再開事由等通知（仮釈放等の許可決定から当該決定による釈放までの間に、規律違反その他の特別の事情が生じたとき、矯正施設の長等が地方更生保護委員会に通知するもの。従来の仮釈放等許可取消事件）の受理数は 662（前年は 761）であり、その種別ごとの内訳は、仮釈放審理再開事由等通知が 551（同 630）、少年院仮退院審理再開事由等通知が 111（同 131）である。

審理を再開した人員は 640 人（前年は 738 人）、審理を再開しなかった人員は 13 人（前年は 18 人）であり、そのうち審理を再開しなかったものの、特別遵守事項を定め、又は変更すべき事情が生じたと認めた人員は 6 人である。

審理再開後の措置について、仮釈放等許可決定を受けた人員は 253 人、許可しない旨の判断がされた人員は 409 人である。

3 仮釈放の取消し等の審理の開始及び終結

平成 22 年において、全国の地方更生保護委員会で取り扱った仮釈放の取消し等の審理（保護観察中の者の行状により、期間途中で保護観察を終了又は矯正施設へ収容させる措置の要否等について審理するもの）の開始人員総数は 2,162 人（前年は 2,332 人）である。開始人員総数の種別ごとの内訳を見ると、仮釈放取消しが 639 人（開始人員総数の 29.6%）、保護観察停止が 220 人（同 10.2%）、保護観察停止解除が 97 人（同 4.5%）、戻し収容が 19 人（同 0.9%）、少年院仮退院中の退院が 790 人（同 36.5%）、仮解除が 377 人（同 17.4%）となっている。

最近 6 年間の仮釈放の取消し等の審理の開始人員の推移は、第 9 表のとおりである。

第9表 仮釈放の取消し等の審理の開始人員の推移

種 別	平成17年	18	19	20	21	22
人 員						
総 数	3,450	3,091	2,662	2,464	2,332	2,162
仮釈放取消し	1,063	1,083	857	758	677	639
保護観察停止	482	363	311	280	241	220
保護観察停止解除	371	227	149	144	127	97
保護観察停止取消し	1	2	1	-	-	-
不定期刑終了	1	-	-	-	-	-
戻し収容	12	13	12	20	37	19
退 院	996	908	914	812	815	790
仮解除	500	470	403	437	411	377
仮解除取消し	24	25	15	13	24	20
指 数						
総 数	100	90	77	71	68	63
仮釈放取消し	100	102	81	71	64	60
保護観察停止	100	75	65	58	50	46
保護観察停止解除	100	61	40	39	34	26
戻し収容	100	108	100	167	308	158
退 院	100	91	92	82	82	79
仮解除	100	94	81	87	82	75
仮解除取消し	100	104	63	54	100	83

(注) 1 指数は、平成17年を100とした数値である。

2 保護観察停止取消し及び不定期刑終了は、人員が僅少なため指数を省略した。

3 21表参照

また、平成22年における仮釈放の取消し等の審理の終結人員総数（移送を除く。）は2,170人であり、前年に比べ7.7%（180人）減少している。終結事由別内訳を見ると、申出等について理由ありとして認められたものが2,101人（終結人員総数の96.8%）、理由なしとしたものが60人（同2.8%）、その他（申出の取下げ等）が9人（同0.4%）となっている。

Ⅱ 保護観察所

1 保護観察の開始

(1) 開始人員の推移

最近 13 年間の種別ごとの開始人員の推移は、第 10 表のとおりである。

第 10 表 保護観察の開始人員の推移

種別	平成10年	11	12	13	14	15	16	17
人								
員								
総数	77,266	77,535	75,995	75,114	75,197	70,949	68,194	62,562
1号観察	54,221	53,856	51,701	49,410	48,643	44,207	40,817	36,260
うち、短期	4,187	4,382	4,630	4,676	4,783	4,654	4,575	4,271
うち、交通短期	30,633	29,684	26,447	24,546	23,334	20,435	18,560	15,916
2号観察	4,815	5,187	5,357	5,788	5,848	5,587	5,436	4,886
うち、短期	2,164	2,250	2,246	2,276	2,251	2,117	1,907	1,547
3号観察	12,948	13,256	13,254	14,423	15,318	15,784	16,690	16,420
4号観察	5,282	5,236	5,683	5,493	5,388	5,371	5,251	4,996
5号観察	-	-	-	-	-	-	-	-
指								
総数	100	100	98	97	97	92	88	81
1号観察	100	99	95	91	90	82	75	67
うち、短期	100	105	111	112	114	111	109	102
うち、交通短期	100	97	86	80	76	67	61	52
2号観察	100	108	111	120	121	116	113	101
うち、短期	100	104	104	105	104	98	88	71
3号観察	100	102	102	111	118	122	129	127
4号観察	100	99	108	104	102	102	99	95

種別	平成18年	19	20	21	22	構成比 (%)	男	女
人								
員								
総数	58,841	54,878	50,717	48,488	47,562	100.0	33,614	4,463
1号観察	33,576	30,554	27,169	26,094	25,525	53.7	13,980	2,060
うち、短期	3,929	3,910	3,662	3,665	3,668	7.7	3,116	552
うち、交通短期	14,101	12,706	10,455	9,908	9,485	19.9
2号観察	4,711	4,344	3,994	3,869	3,883	8.2	3,466	417
うち、短期	1,433	1,351	1,174	1,126	1,017	2.1	938	79
3号観察	16,081	15,832	15,840	14,854	14,472	30.4	12,975	1,497
4号観察	4,473	4,148	3,714	3,671	3,682	7.7	3,193	489
5号観察	-	-	-	-	-	-	...	-
指								
総数	76	71	66	63	62
1号観察	62	56	50	48	47
うち、短期	94	93	87	88	88
うち、交通短期	46	41	34	32	31
2号観察	98	90	83	80	81
うち、短期	66	62	54	52	47
3号観察	124	122	122	115	112
4号観察	85	79	70	70	70

(注) 1 指数は、平成 10 年を 100 とした数値である。また、5 号観察の指数は省略した。

2 平成 22 年の男女の列において、総数及び 1 号観察の行に、交通短期保護観察対象者は含まれない。

3 Ⅱ 保護観察所（以下第 32 表まで同じ。）の 3～7 表参照

平成 22 年において、全国の保護観察所で取り扱った保護観察の人員の総数（移送を除く。）は 93,651 人であり、このうち、当年開始人員は 47,562 人、前年繰越人員（前年から継続して保護観察中の人員）は 46,089 人である。

種別ごとの開始人員を見ると、1 号観察（保護観察処分少年）は 25,525 人（開始人員の 53.7%）、2 号観察（少年院仮退院者）は 3,883 人（同 8.2%）、3 号観察（仮釈放者）は 14,472 人（同 30.4%）、4 号観察（保護観察付執行猶予者）は 3,682 人（同 7.7%）、5 号観察（婦人補導院仮退院者）は 0 人となっている。また、1 号観察のうち、短期保護観察の開始人員は 3,668 人（1 号観察開始人員の 14.4%）であり、交通短期保護観察（以下単に「交通短期」という。以下同じ。）の開始人員は 9,485 人（同開始人員の 37.2%）

である。

開始人員は平成 15 年から減少傾向にあり，同 22 年は前年に比べ 1.9% 減少している。

なお，平成 22 年における交通短期を除く開始人員 38,077 人における女子の比率は，11.7%（4,463 人）であり，近年 10% 前後で推移している。

(2) 来日外国人の開始人員

平成 22 年における交通短期を除く開始人員のうち，来日外国人の種別ごとの開始人員は，第 11 表のとおりである。

第 11 表 来日外国人の開始人員

種別	総数	1号観察				2号観察				3号観察	4号観察
		計	一般	交通	短期	計	長期	一般短期	特修短期		
開始人員の総数	38,077	16,040	8,830	3,542	3,668	3,883	2,866	983	34	14,472	3,682
来日外国人	1,018	158	108	33	17	53	46	7	-	791	16
来日外国人の割合(%)	2.7%	1.0%	1.2%	0.9%	0.5%	1.4%	1.6%	0.7%	-	5.5%	0.4%

(注) 24 表参照

(3) 罪名・非行名

平成 22 年における交通短期を除く開始人員の種別ごとの罪名・非行名別の人員は，第 12 表のとおりである。

第 12 表 開始人員の罪名・非行名

罪名・非行名	1号観察		2号観察		3号観察		4号観察	
	人員	構成比 (%)	人員	構成比 (%)	人員	構成比 (%)	人員	構成比 (%)
総数	16,040	100.0 (100.0)	3,883	100.0 (100.0)	14,472	100.0 (100.0)	3,682	100.0 (100.0)
刑法犯	12,642	78.8 (78.0)	3,189	82.1 (80.3)	10,101	69.8 (69.7)	2,819	76.6 (78.6)
強制わいせつ・強姦	185	1.2 (1.0)	156	4.0 (3.6)	465	3.2 (2.8)	172	4.7 (4.9)
殺人	2	0.0 (0.0)	25	0.6 (0.4)	274	1.9 (1.6)	32	0.9 (0.8)
傷害	2,465	15.4 (15.0)	640	16.5 (16.8)	578	4.0 (4.4)	347	9.4 (8.9)
業務上過失致死傷	996	6.2 (5.6)	59	1.5 (1.7)	443	3.1 (3.6)	101	2.7 (3.2)
窃盗	6,763	42.2 (41.1)	1,530	39.4 (38.0)	5,034	34.8 (34.9)	1,373	37.3 (37.3)
強盗	139	0.9 (1.1)	305	7.9 (6.7)	753	5.2 (5.4)	102	2.8 (2.1)
詐欺	161	1.0 (1.2)	64	1.6 (1.8)	1,228	8.5 (7.4)	206	5.6 (6.7)
恐喝	498	3.1 (3.9)	198	5.1 (5.7)	239	1.7 (1.9)	63	1.7 (2.4)
暴力行為等処罰に関する法律	140	0.9 (0.9)	19	0.5 (1.0)	28	0.2 (0.3)	25	0.7 (0.9)
その他	1,293	8.1 (8.2)	193	5.0 (4.5)	1,059	7.3 (7.4)	398	10.8 (11.5)
特別法犯	3,258	20.3 (20.5)	561	14.4 (16.2)	4,371	30.2 (30.3)	863	23.4 (21.4)
覚せい剤取締法	60	0.4 (0.3)	135	3.5 (3.1)	3,134	21.7 (21.5)	472	12.8 (10.7)
道路交通法	2,577	16.1 (15.9)	284	7.3 (9.5)	478	3.3 (3.6)	198	5.4 (5.2)
毒物及び劇物取締法	99	0.6 (1.0)	47	1.2 (1.3)	62	0.4 (0.4)	18	0.5 (0.6)
その他	522	3.3 (3.2)	95	2.4 (2.3)	697	4.8 (4.8)	175	4.8 (4.8)
ぐ犯	140	0.9 (1.5)	122	3.1 (3.5)
施設送致申請	-	- (-)	11	0.3 (-)

(注) 1 「強制わいせつ・強姦」には強制わいせつ・同致死傷及び強姦・同致死傷を，「傷害」には傷害致死及び暴行を，「業務上過失致死傷」には重過失致死傷及び自動車運転過失致死傷を，「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦・同致死を，それぞれ含む。

2 構成比の () 内は，前年の構成比である。

3 8～11 表参照

種別ごとの内訳を見ると，1号観察から4号観察まで，いずれにおいても窃盗が最も多く，次に，1号観察では道路交通法違反，傷害，2号観察では傷害，強盗，3号観察では覚せい剤取締法違反，詐欺，及び4号観察では覚せい剤取締法違反，傷害の順となっており，これらの上位を占める罪名・非行名については前年とほぼ同じである。

(4) 保護観察期間

平成 22 年における交通短期を除く開始人員の種別ごとの保護観察期間は、第 13 表のとおりである。

第 13 表 開始人員の保護観察期間

種別	総数	1月	3月	6月	1年	2年	3年	4年	5年	5年を	無期	
		以内	以内	以内	以内	以内	以内	以内	以内	超える		
総数	38,077	220	5,151	6,335	3,842	6,773	5,589	4,963	3,977	1,218	9	
1号観察	16,040	-	-	-	-	5,566	3,301	3,192	2,791	1,190	...	
2号観察	3,883	13	266	687	547	774	766	487	315	28	...	
長期	2,866	12	256	666	365	570	514	303	176	4	...	
	短期	1,017	1	10	21	182	204	252	184	139	24	
3号観察	14,472	207	4,885	5,648	3,295	400	21	7	-	-	9	
入所度数	初度	9,468	88	2,057	3,869	3,046	381	20	6	-	-	1
	2度	2,221	55	1,201	778	164	18	-	-	-	-	5
	3度	1,105	22	601	431	47	1	1	1	-	-	1
	4度以上	1,672	42	1,022	569	37	-	-	-	-	-	2
	不詳	6	-	4	1	1	-	-	-	-	-	-
4号観察	3,682	-	-	-	-	33	1,501	1,277	871	
総数	100.0	0.6	13.5	16.6	10.1	17.8	14.7	13.0	10.4	3.2	0.0	
1号観察	100.0	-	-	-	-	34.7	20.6	19.9	17.4	7.4	...	
2号観察	100.0	0.3	6.9	17.7	14.1	19.9	19.7	12.5	8.1	0.7	...	
長期	100.0	0.4	8.9	23.2	12.7	19.9	17.9	10.6	6.1	0.1	...	
	短期	100.0	0.1	1.0	2.1	17.9	20.1	24.8	18.1	13.7	2.4	
3号観察	100.0	1.4	33.8	39.0	22.8	2.8	0.1	0.0	-	-	0.1	
入所度数	初度	100.0	0.9	21.7	40.9	32.2	4.0	0.2	0.1	-	-	0.0
	2度	100.0	2.5	54.1	35.0	7.4	0.8	-	-	-	-	0.2
	3度	100.0	2.0	54.4	39.0	4.3	0.1	0.1	0.1	-	-	0.1
	4度以上	100.0	2.5	61.1	34.0	2.2	-	-	-	-	-	0.1
4号観察	100.0	-	-	-	-	0.9	40.8	34.7	23.7	

(注) 1 人員のうち、3号観察の入所度数不詳の構成比は省略した。

2 12表参照

種別ごとの保護観察期間を見ると、4号観察は、判決が確定した日から刑の執行猶予期間が満了するまでの間であることから、比較的保護観察期間が長い者の占める比率が高くなっている。

1号観察は、原則として保護観察処分の言渡しの日から本人が20歳に達するまでであるが、20歳までの期間が2年に満たない場合は2年間であることから、4号観察の次に保護観察期間が長い者の占める比率が高くなっている。

3号観察は、仮釈放を許す旨の決定による釈放の日から残刑期間が満了するまでであることから、実刑に付された者の言渡し刑期が、4号観察の執行猶予期間等と比較して短い者が多い上、第6表のとおり刑の執行率の比較的高い者が多いことから、保護観察期間の短い者が多い。また、3号観察の中でも、入所度数が増加するにつれて刑の執行率も高くなる傾向があることから、入所度数が増加するに従って保護観察期間の短い者の占める比率が高くなる傾向にある。

2号観察は、少年院からの仮退院を許す旨の決定による釈放の日から仮退院期間の満了するまで（通常は20歳に達するまで）であるため、保護観察期間は一律ではない。

なお、ここでいう保護観察期間とは保護観察開始時に定められている期間であり、必ずしもこの期間の全部にわたって保護観察が実施されるわけではなく、保護観察開始後の行状等によっては、途中で保護観察の解除、退院、仮釈放の取消し、刑の執行猶予の言渡しの取消しなどの措置を採られることがある（第16表以下を参照）。

(5) 年齢

平成 22 年における交通短期を除く開始人員の種別ごとの年齢層は、第 14 表のとおりである。

第 14 表 開始人員の年齢層

年 齢	1号観察			2号観察		
	人員	構成比 (%)	(前年)	人員	構成比 (%)	(前年)
総 数	16,040	100.0	(100.0)	3,883	100.0	(100.0)
15歳以下	3,981	24.8	(23.9)	343	8.8	(7.9)
16・17歳	6,493	40.5	(41.7)	1,268	32.7	(33.2)
18・19歳	5,566	34.7	(34.4)	1,539	39.6	(42.5)
20歳以上	-	-	(-)	733	18.9	(16.4)

年 齢	3号観察			4号観察		
	人員	構成比 (%)	(前年)	人員	構成比 (%)	(前年)
総 数	14,472	100.0	(100.0)	3,682	100.0	(100.0)
19歳以下	1	0.0	(-)	11	0.3	(0.5)
20～29歳	2,495	17.2	(18.5)	1,313	35.7	(36.6)
30～39歳	4,475	30.9	(31.3)	908	24.7	(24.0)
40～49歳	3,650	25.2	(24.2)	626	17.0	(16.1)
50～59歳	2,279	15.7	(15.6)	433	11.8	(11.5)
60歳以上	1,572	10.9	(10.4)	391	10.6	(11.3)

(注) 1 構成比の()内は、前年の構成比である。

2 20表参照

種別ごとに最も多い年齢層を見ると、1号観察では16・17歳の者(40.5%(前年は41.7%))、2号観察では18・19歳の者(39.6%(前年は42.5%))、3号観察では30～39歳の者(30.9%(前年は31.3%))、4号観察では20～29歳の者(35.7%(前年は36.6%))となっている。

また、平成22年において、保護観察開始時に50歳以上の者の比率を見ると、3号観察対象者の26.6%(前年は26.0%)、4号観察対象者の22.4%(前年は22.8%)となっている。

2 保護観察の終了

(1) 終了人員の推移等

平成22年において、全国の保護観察所で取り扱った保護観察の終了人員(移送を除く。以下同じ。)の数は48,715人である。種別ごとの終了人員を見ると、1号観察が26,090人(終了人員総数の53.6%)、2号観察が4,020人(同8.3%)、3号観察が14,481人(同29.7%)、4号観察が4,124人(同8.5%)、5号観察が0人である。また、1号観察のうち、交通短期の終了人員は9,538人(1号観察終了人員総数の36.6%)となっている。

最近13年間の種別ごとの終了人員の推移は、第15表のとおりである。

第 15 表 保護観察の終了人員の推移

種 別		平成10年	11	12	13	14	15	16
人 員	総 数	75,475	76,134	75,225	73,560	75,112	73,667	71,431
	1号観察	53,518	53,484	52,280	48,971	49,418	46,969	43,692
	うち,短期	3,879	4,408	4,352	4,601	4,818	4,729	4,728
	うち,交通短期	31,214	29,899	28,167	24,436	23,849	21,583	19,433
	2号観察	4,272	4,571	4,799	5,397	5,620	5,731	5,876
	うち,短期	1,948	2,025	2,079	2,280	2,280	2,242	2,192
	3号観察	12,755	13,234	12,958	13,906	14,697	15,576	16,539
	4号観察	4,930	4,845	5,188	5,286	5,377	5,391	5,324
	5号観察	-	-	-	-	-	-	-
指 数	総 数	100	101	100	97	100	98	95
	1号観察	100	100	98	92	92	88	82
	うち,短期	100	114	112	119	124	122	122
	うち,交通短期	100	96	90	78	76	69	62
	2号観察	100	107	112	126	132	134	138
	うち,短期	100	104	107	117	117	115	113
	3号観察	100	104	102	109	115	122	130
	4号観察	100	98	105	107	109	109	108
	5号観察	-	-	-	-	-	-	-
種 別		平成17年	18	19	20	21	22	構成比(%)
人 員	総 数	66,493	62,505	58,535	54,270	50,928	48,715	100.0
	1号観察	38,899	35,766	32,641	29,368	26,928	26,090	53.6
	うち,短期	4,447	4,135	3,835	3,878	3,726	3,572	7.3
	うち,交通短期	16,627	14,878	13,356	11,318	9,818	9,538	19.6
	2号観察	5,540	5,135	4,648	4,138	4,060	4,020	8.3
	うち,短期	2,025	1,687	1,464	1,258	1,287	1,212	2.5
	3号観察	16,793	16,496	16,430	16,054	15,364	14,481	29.7
	4号観察	5,261	5,108	4,816	4,710	4,576	4,124	8.5
	5号観察	-	-	-	-	-	-	-
指 数	総 数	88	83	78	72	67	65	...
	1号観察	73	67	61	55	50	49	...
	うち,短期	115	107	99	100	96	92	...
	うち,交通短期	53	48	43	36	31	31	...
	2号観察	130	120	109	97	95	94	...
	うち,短期	104	87	75	65	66	62	...
	3号観察	132	129	129	126	120	114	...
	4号観察	107	104	98	96	93	84	...
	5号観察	-	-	-	-	-	-	...

(注) 1 指数は、平成 10 年を 100 とした数値である。

2 3～7 表参照

(2) 保護観察の終了事由

最近 6 年間の交通短期を除く保護観察終了者の種別ごとの終了事由別人員の推移は、第 16 表、第 17 表、第 19 表及び第 20 表のとおりである。

ア 1 号観察

平成 22 年における 1 号観察のうち、交通短期の終了人員は 9,538 人であり、そのうち、9,482 人(99.4%)が保護観察を解除されている。これは、交通短期が集団処遇や生活状況の報告等の方法により、再非行など行状に特段の問題が認められなければ、通常 3,4 か月で保護観察を解除する運用がされていることによる。

交通短期を除く 1 号観察終了者 16,552 人の終了事由別内訳は、期間満了が 1,413 人(交通短期を除く 1 号観察終了者の 8.5%)、解除が 12,763 人(同 77.1%)、保護処分取消しが 2,348 人(同 14.2%)、その他(死亡等)が 28 人(同 0.2%)である。

なお、保護観察の解除とは、保護観察を継続する必要がなくなったと認めるときに、保護観察所の長が期間途中で保護観察を打ち切るものであり、保護処分取消しとは、保護観察中の再非行等により新たに保護処分に付されたときなどに、家庭裁判所が当初の保護処分を取り消すものである。

第16表 交通短期保護観察を除く1号観察終了者の終了事由別人員の推移

年次		総数	期間満了	解除	保護処分取消し	その他
人 員	平成17年	22,272	2,233	16,825	3,170	44
	18	20,888	2,067	15,742	3,039	40
	19	19,285	1,801	14,740	2,713	31
	20	18,050	1,756	13,724	2,534	36
	21	17,110	1,618	12,775	2,694	23
	22	16,552	1,413	12,763	2,348	28
指 数	平成17年	100	100	100	100	100
	18	94	93	94	96	91
	19	87	81	88	86	70
	20	81	79	82	80	82
	21	77	72	76	85	52
	22	74	63	76	74	64
構 成 比 (%)	平成17年	100.0	10.0	75.5	14.2	0.2
	18	100.0	9.9	75.4	14.5	0.2
	19	100.0	9.3	76.4	14.1	0.2
	20	100.0	9.7	76.0	14.0	0.2
	21	100.0	9.5	74.7	15.7	0.1
	22	100.0	8.5	77.1	14.2	0.2

(注) 1 指数は、平成17年を100とした数値であり、構成比は、総数についての数値である。

2 26表参照

イ 2号観察

平成22年における2号観察終了者4,020人の終了事由別内訳は、期間満了が2,590人(2号観察終了者の64.4%)、退院が784人(同19.5%)、戻し収容が16人(同0.4%)、保護処分取消しが618人(同15.4%)、その他(死亡等)が12人(同0.3%)である。

なお、退院とは、保護観察を継続する必要がなくなったと認めるときに、地方更生保護委員会が期間途中で保護観察を打ち切るものであり、戻し収容とは、保護観察中に遵守事項を遵守しなかったと認めるときに、家庭裁判所が少年院に戻して収容すべき旨の決定を行うものである。

第17表 2号観察終了者の終了事由別人員の推移

年次		総数	期間満了	退院	戻し収容	保護処分取消し	その他
人 員	平成17年	5,540	3,620	971	8	931	10
	18	5,135	3,413	901	10	798	13
	19	4,648	3,072	898	10	656	12
	20	4,138	2,713	736	15	665	9
	21	4,060	2,565	812	25	648	10
	22	4,020	2,590	784	16	618	12
指 数	平成17年	100	100	100	100	100	100
	18	93	94	93	125	86	130
	19	84	85	92	125	70	120
	20	75	75	76	188	71	90
	21	73	71	84	313	70	100
	22	73	72	81	200	66	120
構 成 比 (%)	平成17年	100.0	65.3	17.5	0.1	16.8	0.2
	18	100.0	66.5	17.5	0.2	15.5	0.3
	19	100.0	66.1	19.3	0.2	14.1	0.3
	20	100.0	65.6	17.8	0.4	16.1	0.2
	21	100.0	63.2	20.0	0.6	16.0	0.2
	22	100.0	64.4	19.5	0.4	15.4	0.3

(注) 1 指数は、平成17年を100とした数値であり、構成比は、総数についての数値である。

2 26表参照

2 号観察終了者の終了事由別の少年院における処遇区分は、第 18 表のとおりである。

第 18 表 2 号観察終了者の終了事由別の少年院内処遇区分

終了事由	長期処遇		一般短期処遇		特修短期処遇	
	人員	構成比 (%)	人員	構成比 (%)	人員	構成比 (%)
総数	2,808	100.0	1,162	100.0	50	100.0
期間満了	1,979	70.5	592	50.9	19	38.0
退院	383	13.6	378	32.5	23	46.0
戻し収容	13	0.5	3	0.3	-	-
保護処分取消し	421	15.0	189	16.3	8	16.0
その他	12	0.4	-	-	-	-

(注) 26 表参照

ウ 3 号観察

平成 22 年における 3 号観察終了者 14,481 人の終了事由別内訳は、期間満了が 13,814 人（3 号観察終了者の 95.4%）、不定期刑終了が 0 人、仮釈放取消しが 609 人（同 4.2%）、停止中時効完成が 15 人（同 0.1%）、その他（死亡、恩赦等）が 43 人（同 0.3%）である。

なお、不定期刑終了とは、刑の短期を経過した不定期刑仮釈放者について保護観察を継続する必要がなくなったと認めるときに、地方更生保護委員会が刑の執行を受け終わったものとするものであり、仮釈放取消しとは、保護観察中に犯罪をしたり遵守事項を遵守しなかったときに、地方更生保護委員会が仮釈放を取り消すものであり、その場合は仮釈放期間の全部について再び服役することになる。

第 19 表 3 号観察終了者の終了事由別人員の推移

年次	総数	期間満了	不定期刑 終了	仮釈放 取消し	停止中 時効完成	その他	
人 員	平成17年	16,793	15,716	1	980	43	53
	18	16,496	15,358	-	1,040	37	61
	19	16,430	15,527	-	820	31	52
	20	16,054	15,267	-	726	20	41
	21	15,364	14,645	-	656	22	41
	22	14,481	13,814	-	609	15	43
指 数	平成17年	100	100	100	100	100	100
	18	98	98	-	106	86	115
	19	98	99	-	84	72	98
	20	96	97	-	74	47	77
	21	91	93	-	67	51	77
	22	86	88	-	62	35	81
構 成 比 (%)	平成17年	100.0	93.6	0.0	5.8	0.3	0.3
	18	100.0	93.1	-	6.3	0.2	0.4
	19	100.0	94.5	-	5.0	0.2	0.3
	20	100.0	95.1	-	4.5	0.1	0.3
	21	100.0	95.3	-	4.3	0.1	0.3
	22	100.0	95.4	-	4.2	0.1	0.3

(注) 1 指数は、平成 17 年を 100 とした数値であり、構成比は、総数についての数値である。

2 26 表参照

エ 4 号観察

平成 22 年における 4 号観察終了者 4,124 人の終了事由別内訳は、期間満了が 2,931 人（4 号観察終了者の 71.1%）、刑の執行猶予の言渡しの取消しが 1,040 人（同 25.2%）、その他（死亡等）が 153 人（同 3.7%）である。

なお、刑の執行猶予取消しとは、保護観察中に犯罪をしたり遵守事項を遵守せずその情状が重いときに、裁判所が刑の執行猶予の言渡しを取り消すものである。平成 22 年中に刑の執行猶予の取消しにより保護観察を終了した 1,040 人の取消事由別の内訳は、保護観察中に更に罪を犯し禁錮以上の実刑が確定したことによるものが 934 人（刑の執行猶予取消しによる終了人員の 89.8%）、保護観察中に遵守事項を遵守しなかつ

たことによるもの（保護観察中に更に罪を犯したが、その犯罪について捜査中、公判中又は判決言渡し後確定前の者を含む。）が 95 人（9.1%）、保護観察前の余罪について禁錮以上の実刑が確定したことによるものが 11 人（1.1%）である。

第 20 表 4 号観察終了者の終了事由別人員の推移

年次		総 数	期間満了	刑の執行猶予 の取消し	その他
人 員	平成17年	5,261	3,381	1,717	163
	18	5,108	3,304	1,660	144
	19	4,816	3,275	1,386	155
	20	4,710	3,317	1,244	149
	21	4,576	3,220	1,217	139
	22	4,124	2,931	1,040	153
指 数	平成17年	100	100	100	100
	18	97	98	97	88
	19	92	97	81	95
	20	90	98	72	91
	21	87	95	71	85
	22	78	87	61	94
構 成 比 (%) ()	平成17年	100.0	64.3	32.6	3.1
	18	100.0	64.7	32.5	2.8
	19	100.0	68.0	28.8	3.2
	20	100.0	70.4	26.4	3.2
	21	100.0	70.4	26.6	3.0
	22	100.0	71.1	25.2	3.7

（注）1 指数は、平成 17 年を 100 とした数値であり、構成比は、総数についての数値である。

2 26 表参照

3 保護観察の係属

(1) 年末現在保護観察中の人員の推移

最近 13 年間の種別ごとの年末現在保護観察中の人員の推移は、第 21 表のとおりである。

第 21 表 年末現在保護観察中の人員の推移

種 別		平成10年	11	12	13	14	15	16
人 員	総 数	65,883	67,278	68,018	69,543	69,601	66,816	63,534
	1号観察	39,054	39,433	38,823	39,245	38,454	35,650	32,742
	うち,短期	2,786	2,761	3,027	3,105	3,071	2,988	2,828
	うち,交通短期	10,708	10,496	8,768	8,877	8,363	7,210	6,336
	2号観察	5,813	6,423	6,977	7,371	7,608	7,450	7,009
	うち,短期	2,969	3,190	3,353	3,353	3,322	3,201	2,920
	3号観察	6,304	6,317	6,625	7,130	7,749	7,949	8,096
	4号観察	14,712	15,105	15,593	15,797	15,790	15,767	15,687
	5号観察	-	-	-	-	-	-	-
指 数	総 数	100	102	103	106	106	101	96
	1号観察	100	101	99	100	98	91	84
	うち,短期	100	99	109	111	110	107	102
	うち,交通短期	100	98	82	83	78	67	59
	2号観察	100	110	120	127	131	128	121
	うち,短期	100	107	113	113	112	108	98
	3号観察	100	100	105	113	123	126	128
	4号観察	100	103	106	107	107	107	107

種 別		平成17年	18	19	20	21	22	構成比(%)
人 員	総 数	59,540	55,816	52,133	48,546	46,089	44,906	100.0
	1号観察	30,059	27,821	25,718	23,498	22,645	22,061	49.1
	うち,短期	2,649	2,439	2,508	2,294	2,225	2,318	5.2
	うち,交通短期	5,621	4,841	4,197	3,335	3,428	3,373	7.5
	2号観察	6,353	5,919	5,607	5,455	5,259	5,117	11.4
	うち,短期	2,437	2,184	2,068	1,998	1,838	1,641	3.7
	3号観察	7,715	7,304	6,701	6,489	5,981	5,967	13.3
	4号観察	15,413	14,772	14,107	13,104	12,204	11,761	26.2
	5号観察	-	-	-	-	-	-	-
指 数	総 数	90	85	79	74	70	68	...
	1号観察	77	71	66	60	58	56	...
	うち,短期	95	88	90	82	80	83	...
	うち,交通短期	52	45	39	31	32	31	...
	2号観察	109	102	96	94	90	88	...
	うち,短期	82	74	70	67	62	55	...
	3号観察	122	116	106	103	95	95	...
	4号観察	105	100	96	89	83	80	...

(注) 1 指数は、平成 10 年を 100 とした数値である。

2 3～7 表参照

(2) 保護観察中の者の状態別人員

平成 22 年末現在保護観察中の者の種別ごとの状態別人員は、第 22 表のとおりである。

1 号観察の一時解除とは、保護観察所の長がその者の改善更生に資すると認めるときに、期間を定めて、保護観察を一時的に解除するものである。4 号観察の仮解除とは、健全な生活態度を保持し、善良な社会の一員として自立し、改善更生することができることを認めるときに、地方更生保護委員会が、保護観察所の長の申出に基づき、決定をもって行うものである。なお、仮解除は保護観察の実質的内容である指導監督及び補導援護を実施しないが、解除や退院と異なり、仮解除中の行状によっては、必要があれば再び保護観察を開始することができる。また、身柄拘束とは、保護観察中の再犯・再非行等により法令による身柄の拘束を受けている状態である。

3 号観察において所在不明の者の比率が高いのは、保護観察中に所在不明となったときに、3 号観察のみ法に基づき、所在が判明するか刑の時効が完成するまでの間、刑期の進行を止めて所在調査を継続することができることによるものである。なお、その他の種別については、所在不明のまま当初に定められた保護観察期間が経過すれば保護観察は終了する。

第 22 表 平成 22 年末現在保護観察中の者の状態別人員

種 別	総 数	対前年比 (%)	保護観察 実施中	一時解除	仮解除	所在不明	身柄拘束
人 員	総 数	44,906	-2.6	43,120	17	356	828
	1号観察	22,061	-2.6	21,598	17	...	279
	2号観察	5,117	-2.7	4,938	133
	3号観察	5,967	-0.2	5,718	97
	4号観察	11,761	-3.6	10,866	...	356	319
構 成 比 (%)	総 数	100.0	...	96.0	0.0	0.8	1.3
	1号観察	100.0	...	97.9	0.1	...	1.3
	2号観察	100.0	...	96.5	2.6
	3号観察	100.0	...	95.8	1.6
	4号観察	100.0	...	92.4	...	3.0	2.7

(注) 3～7 表参照

4 保護観察中の犯罪・非行

平成 22 年における交通短期を除く保護観察終了者のうち、保護観察中の犯罪・非行により刑事処分又は保護処分が付された者（以下その比率を「再処分率」という。）は、第 23 表のとおりである（なお、仮釈放又は刑の執行猶予の言渡しを取り消された者については、26 表を参照）。

再処分率の種別ごとの内訳を見ると、4号観察が 27.9%（前年は 29.0%）、2号観察が 21.0%（同 20.9%）、1号観察が 17.1%（同 18.0%）、3号観察が 0.6%（同 0.6%）の順となっている。

種別ごとの処分の構成比を見ると、1号観察では少年院送致が 47.2%、再び1号観察に付された者が 43.0%、罰金が 4.9%、2号観察では再び少年院に送致された者が 66.4%、1号観察に付された者が 27.0%、3号観察では懲役又は禁錮の実刑に処せられた者が 41.5%、罰金が 29.3%、4号観察では懲役又は禁錮の実刑に処せられた者が 81.4%、罰金が 13.2%となっている。

第 23 表 保護観察終了者の保護観察中の犯罪・非行による処分

種 別	保護観察 終了者 (A)	保護観察中の犯罪・非行により処分を受けた者									再処分率 (B) —×100 (A)	
		計 (B)	懲役・禁錮		少年院 送 致	1号 観 察	罰金	拘留 ・ 科料	起訴 猶予	その他		
			実刑	猶予								
人 員	総 数	39,177	4,915	1,010	93	1,901	1,448	348	10	96	9	12.5
	1号観察	16,552	2,836	30	80	1,340	1,220	140	-	17	9	17.1
	2号観察	4,020	845	8	11	561	228	32	1	4	-	21.0
	3号観察	14,481	82	34	-	-	-	24	3	21	-	0.6
	4号観察	4,124	1,152	938	2	-	-	152	6	54	-	27.9
構 成 比 (%)	総 数	...	100.0	20.5	1.9	38.7	29.5	7.1	0.2	2.0	0.2	...
	1号観察	...	100.0	1.1	2.8	47.2	43.0	4.9	-	0.6	0.3	...
	2号観察	...	100.0	0.9	1.3	66.4	27.0	3.8	0.1	0.5	-	...
	3号観察	...	100.0	41.5	-	-	-	29.3	3.7	25.6	-	...
	4号観察	...	100.0	81.4	0.2	-	-	13.2	0.5	4.7	-	...

(注) 1 保護観察中に再犯又は再非行をしても期間中に刑事処分が確定しなかった者又は保護処分の決定を受けなかった者、及び不処分又は審判不開始の決定を受けた者は、本表において保護観察中の犯罪・非行により処分を受けた者に含めていない。

2 43 表参照

平成 22 年における交通短期保護観察を除く保護観察終了者の種別ごとの保護観察開始時の罪名・非行名別の再処分率は、第 24 表のとおりである。

種別ごとの内訳を見ると、1号観察では、ぐ犯（25.2%）、窃盗（21.1%）、2号観察では、窃盗（27.6%）、傷害（20.8%）の順で再処分率が高くなっている。3号観察では、他の種別に比べて再処分率は全般に低率である。4号観察では、他の種別と比較して再処分率は全般に高率であり、再犯による処分が懲役又は禁錮の実刑である者の比率が高く、4号観察終了者の 22.7%（938 人）が、期間中の再犯により懲役又は禁錮の実刑に処せられている。保護観察開始時の罪名別では、毒物及び劇物取締法違反（51.9%）、窃盗（36.4%）が比較的高率となっている。

第 24 表 保護観察終了者の開始時罪名・非行名別再処分率

罪名・非行名	1号観察		2号観察		3号観察		4号観察	
	終了人員	再処分率(%)	終了人員	再処分率(%)	終了人員	再処分率(%)	終了人員	再処分率(%)
総 数	16,552	17.1	4,020	21.0	14,481	0.6	4,124	27.9
刑法犯	12,873	18.3	3,249	21.9	10,125	0.6	3,215	28.6
強制わいせつ・強姦	166	9.0	145	9.7	453	-	177	15.3
殺人	3	-	20	-	252	0.4	26	7.7
傷害	2,452	16.8	660	20.8	589	0.5	387	26.6
業務上過失致死傷	940	5.3	57	7.0	438	0.2	161	12.4
窃盗	6,762	21.1	1,524	27.6	5,107	0.8	1,516	36.4
強盗	193	7.3	338	13.6	808	0.6	50	18.0
詐欺	198	14.1	75	12.0	1,161	0.2	247	27.9
恐喝	684	19.2	224	20.5	242	-	115	14.8
暴力行為等処罰に関する法律	139	13.7	36	11.1	36	-	39	33.3
その他	1,336	19.0	170	18.8	1,039	0.3	497	21.5
特別法犯	3,453	12.4	624	16.3	4,356	0.6	909	25.6
覚せい剤取締法	62	8.1	129	11.6	3,111	0.7	425	33.4
道路交通法	2,666	12.2	362	20.7	467	0.2	257	14.8
毒物及び劇物取締法	181	20.4	54	11.1	62	-	27	51.9
その他	544	10.8	79	7.6	716	0.3	200	19.5
ぐ犯	226	25.2	146	20.5
施設送致申請	-	-	1	-

(注) 1 保護観察中に再犯又は再非行をしても期間中に刑事処分が確定しなかった者又は保護処分の決定を受けなかった者、及び不処分又は審判不開始の決定を受けた者は、本表において保護観察中の犯罪・非行により処分を受けた者に含まない。ただし、起訴猶予処分を受けた者はこれに含む。

2 「強制わいせつ・強姦」には強制わいせつ・同致死傷及び強姦・同致死傷を、「傷害」には傷害致死及び暴行を、「業務上過失致死傷」には重過失致死傷及び自動車運転過失致死傷を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦・同致死を、それぞれ含む。

3 31 表, 43 表参照

5 生活環境の調整の実施状況

平成 22 年において、全国の保護観察所で取り扱った収容中の生活環境調整の開始及び終了人員は、第 25 表のとおりである。

開始人員（身上調査書等の受理又は地方更生保護委員会からの生活環境の調整の求めを受けて開始した者の延べ人員。少年院における短期処遇と長期処遇との間の移行は含まれない。以下同じ。）の総数は 48,059 人であり、前年に比べ 1,795 人(3.9%)増加している。内訳を見ると、受刑者が 43,190 人で 1,751 人(4.2%)増加し、少年院在院者は 4,869 人で 44 人(1.0%)増加している。婦人補導院在院者は 0 人(前年に同じ)である。

終了人員（延べ人員。少年院における短期処遇と長期処遇との間の移行は含まれない。）は 49,217 人であり、前年に比べ 535 人(1.1%)増加している。内訳を見ると、受刑者が 44,304 人で 449 人(1.0%)増加し、少年院在院者は 4,913 人で 86 人(1.8%)増加している。婦人補導院在院者は 0 人(前年に同じ)である。

また、少年院における短期処遇と長期処遇との間の移行は 0 人、更生保護法第 83 条に基づく 4 号観察言渡し後確定前の者に対する生活環境の調整の開始人員が 138 人、少年法第 24 条第 2 項に基づく 1 号観察中又は少年院在院中の者に対する生活環境の調整の開始人員が 268 人である。

第 25 表 収容中の生活環境調整の開始及び終了人員

種 別	前年から 繰越し	開 始 等				終 了 等			年末現在 継続中
		総 数	身 上 調 査 書	求生活 環境調整	短期又は 長期処遇 から移行	総 数	終 了	短期又は 長期処遇 に移行	
総 数	61,169	48,059	47,949	110	-	49,217	49,217	-	60,011
受 刑 者	57,730	43,190	43,081	109	…	44,304	44,304	…	56,616
少年院・婦人補導院在院者	3,439	4,869	4,868	1	-	4,913	4,913	-	3,395

(注) 51～53 表参照

6 補導援護・応急の救護及び更生緊急保護の実施状況

(1) 更生緊急保護の申出人員

平成 22 年において、全国の保護観察所で更生緊急保護の申出のあった人員は 14,628 人であり、前年に比べ 305 人 (2.0%) 減少している。内訳を見ると、刑の執行終了が 10,102 人 (前年比 309 人 (3.2%) 増)、刑の執行猶予が 1,551 人 (同 67 人 (4.1%) 減)、起訴猶予が 1,955 人 (同 270 人 (12.1%) 減)、罰金・科料 767 人 (同 27 人 (3.6%) 増)、労役場出場者・仮出場者が 230 人 (同 4 人 (1.7%) 減)、少年院退院者・仮退院者が 23 人 (同 8 人 (53.3%) 増) となっている。

(2) 自庁保護の実施状況

最近 6 年間の自庁保護実施人員の推移は、第 26 表のとおりである。

平成 22 年において、全国の保護観察所が直接、補導援護・応急の救護又は更生緊急保護の措置を実施した人員の総数は 18,788 人であり、前年に比べ 436 人 (2.4%) 増加している。内訳を見ると、補導援護・応急の救護が 6,113 人 (実施人員総数の 32.5%) で前年に比べ 600 人 (10.9%) 増加しており、更生緊急保護が 12,675 人 (実施人員総数の 67.5%) で前年に比べ 164 人 (1.3%) 減少している。

第 26 表 自庁保護実施人員の推移

種 別	平成17年	18	19	20	21	22	構成比(%)	
人 員	総 数	13,236	14,814	16,761	18,460	18,352	18,788	100.0
	補導援護・応急の救護	4,125	4,669	5,204	5,865	5,513	6,113	32.5
	更生緊急保護	9,111	10,145	11,557	12,595	12,839	12,675	67.5
指 数	総 数	100	112	127	139	139	142	…
	補導援護・応急の救護	100	113	126	142	134	148	…
	更生緊急保護	100	111	127	138	141	139	…

(注) 1 指数は、平成 17 年を 100 とした数値である。

2 55 表参照

補導援護・応急の救護又は更生緊急保護の措置を実施した人員の措置別内訳を見ると、宿泊が 15 人 (前年に同じ)、食事給与が 1970 人 (前年比 83 人 (4.0%) 減)、衣料給与が 1191 人 (同 369 人 (44.9%) 増)、医療援助が 24 人 (同 29 人 (54.7%) 減)、旅費給与が 2,164 人 (同 54 人 (2.6%) 増) である。

なお、同一人に対する 2 以上の保護の措置は、措置別にそれぞれ計上されている。

(3) 委託保護の実施状況

最近 6 年間の委託保護実施人員の推移は、第 27 表のとおりである。

第 27 表 委託保護実施人員の推移

種 別	平成17年	18	19	20	21	22	構成比(%)	
人員	総 数	9,958	9,752	9,368	9,514	9,432	9,532	100.0
	補導援護・応急の救護	6,079	5,772	5,441	5,410	5,439	5,322	55.8
	更生緊急保護	3,879	3,980	3,927	4,104	3,993	4,210	44.2
指数	総 数	100	98	94	96	95	96	…
	補導援護・応急の救護	100	95	90	89	89	88	…
	更生緊急保護	100	103	101	106	103	109	…

(注) 1 指数は、平成 17 年を 100 とした数値である。

2 56 表参照

平成 22 年において、更生保護施設又はそれ以外への委託による補導援護・応急の救護又は更生緊急保護の措置（宿泊場所の供与）の実施人員の総数は 9,532 人であり、前年に比べ 102 人（1.1%）増加している。このうち、前年から引き続いて実施した人員は 1,708 人（総数の 17.9%）であり、平成 22 年に新たに開始した人員は 7,824 人（同 82.1%）である。また、委託先別の内訳を見ると、更生保護施設委託が 9,486 人、それ以外の委託が 46 人であり、さらに更生保護施設委託のうち、補導援護・応急の救護が 5,287 人、更生緊急保護が 4,199 人であり、それ以外への委託のうち、補導援護・応急の救護が 35 人、更生緊急保護が 11 人である。

また、平成 22 年において、更生保護施設又はそれ以外への委託による補導援護・応急の救護又は更生緊急保護の措置（宿泊場所の供与）の終了人員の総数は 7,761 人で、前年に比べ 46 人（0.6%）増加している。委託先別の内訳を見ると、更生保護施設委託が 7,727 人、それ以外への委託が 34 人であり、さらに更生保護施設委託のうち、補導援護・応急の救護が 4,233 人、更生緊急保護が 3,494 人であり、それ以外への委託のうち、補導援護・応急の救護が 23 人、更生緊急保護が 11 人である。

この更生保護施設委託終了者のうち、更生緊急保護の終了者（刑の執行の免除を受けた者及び補導処分¹の執行を終了した者を除く。以下同じ。）3,494 人の区分別の宿泊保護日数は、第 28 表のとおりである。

第 28 表 更生緊急保護における更生保護施設委託終了者の宿泊保護日数

終了者区分	総 数	5日 以内	10日 以内	20日 以内	1月 以内	2月 以内	3月 以内	6月 以内	
人員	総 数	3,494	395	223	457	207	385	481	1,346
	刑の執行終了者	2,096	214	126	161	149	264	347	835
	刑の執行猶予者	595	85	48	223	20	36	37	146
	起訴猶予者	496	54	31	43	17	54	59	238
	罰金受刑者・科料受刑者	223	27	16	22	19	17	25	97
	労役場出場者・仮出場者	57	12	2	7	-	10	10	16
	少年院退院者・仮退院者	27	3	-	1	2	4	3	14
構成 比 (%)	総 数	100.0	11.3	6.4	13.1	5.9	11.0	13.8	38.5
	刑の執行終了者	100.0	10.2	6.0	7.7	7.1	12.6	16.6	39.8
	刑の執行猶予者	100.0	14.3	8.1	37.5	3.4	6.1	6.2	24.5
	起訴猶予者	100.0	10.9	6.3	8.7	3.4	10.9	11.9	48.0
	罰金受刑者・科料受刑者	100.0	12.1	7.2	9.9	8.5	7.6	11.2	43.5
	労役場出場者・仮出場者	100.0	21.1	3.5	12.3	-	17.5	17.5	28.1
	少年院退院者・仮退院者	100.0	11.1	-	3.7	7.4	14.8	11.1	51.9

(注) 64 表参照

更生保護施設委託終了者のうち、更生緊急保護の終了者 3,494 人の入所事由は 第 29 表のとおりである。入所事由の内訳を見ると、頼るべき親族なしが全体の 76.2%、次に親族が引受けを拒否が 13.0%、親族と同居を望まざが 9.3%の順となっている。

第 29 表 更生緊急保護における更生保護施設委託終了者の入所事由

終了者区分		総数	頼るべき親族なし	親族が引受けを拒否	親族と同居を望まず	生活訓練を受けるため	その他
人員	総数	3,494	2,662	453	326	10	43
	刑の執行終了者	2,096	1,562	281	215	8	30
	刑の執行猶予者	595	451	82	55	-	7
	起訴猶予者	496	413	45	31	2	5
	罰金受刑者・科料受刑者	223	176	30	16	-	1
	労役場出場者・仮出場者	57	50	3	4	-	-
	少年院退院者・仮退院者	27	10	12	5	-	-
	構成比(%)	100.0	76.2	13.0	9.3	0.3	1.2
刑の執行終了者	100.0	74.5	13.4	10.3	0.4	1.4	
刑の執行猶予者	100.0	75.8	13.8	9.2	-	1.2	
起訴猶予者	100.0	83.3	9.1	6.3	0.4	1.0	
罰金受刑者・科料受刑者	100.0	78.9	13.5	7.2	-	0.4	
労役場出場者・仮出場者	100.0	87.7	5.3	7.0	-	-	
少年院退院者・仮退院者	100.0	37.0	44.4	18.5	-	-	

(注) 62 表参照

平成 22 年末現在委託保護中の人員の総数は 1,771 人で、前年に比べ 56 人 (3.3%) 増加しており、委託先別の内訳を見ると、更生保護施設委託が 1759 人、それ以外への委託が 12 人となっている。また、更生保護施設委託のうち、補導援護・応急の救護が 1,054 人 (構成比 59.5%)、更生緊急保護が 705 人 (同 39.8%) となっている。

7 生活環境調査事件、生活環境調整事件及び精神保健観察事件の処理状況

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律 (平成 15 年法律第 110 号) 第 19 条の規定により保護観察所において処理する生活環境調査、生活環境調整及び精神保健観察の各事件について、同法が施行された平成 17 年 7 月 15 日から同 22 年末までの処理状況の推移は、第 30 表から第 32 表までのとおりである。

第 30 表 生活環境調査事件の処理状況の推移

年次	開始件数	終結件数	年末現在係属件数
平成17年	131 (-)	75 (-)	56 (-)
18	378 (12)	359 (9)	75 (3)
19	449 (9)	432 (11)	92 (1)
20	398 (9)	410 (8)	80 (2)
21	315 (9)	330 (9)	65 (2)
22	389 (17)	382 (15)	72 (4)
累計	2,060 (56)	1,988 (52)	

(注) 1 平成 17 年は、7 月 15 日から 12 月 31 日までの間の件数である。

2 () 内の数は、医療観察法第 33 条第 1 項以外の申立てに係る件数であり、内数である。

第 31 表 生活環境調整事件の処理状況の推移

年 次	開 始 件 数	終 結 件 数	年末現在係属件数
平成17年	47	(-)	47
18	191	32	206
19	253	99	360
20	259	145	474
21	210	215	469
22	246	186	529
累 計	1,206	677	

- (注) 1 平成 17 年は、7 月 15 日から 12 月 31 日までの間の件数である。
 2 開始件数及び終結件数は、移送によるものを含まない。

第 32 表 精神保健観察事件の処理状況の推移

年 次	開 始 件 数	終 結 件 数	年末現在係属件数
平成17年	19 <->	- <->	19 <->
18	108 <28>	5 <->	122 <28>
19	148 <73>	23 <5>	247 <96>
20	175 <114>	58 <17>	364 <193>
21	217 <166>	116 <37>	465 <322>
22	213 <151>	154 <85>	524 <388>
累 計	880 <532>	356 <144>	

- (注) 1 平成 17 年は、7 月 15 日から 12 月 31 日までの間の件数である。
 2 開始件数及び終結件数は、移送によるものを含まない。
 3 〈 〉内の数は、開始件数においては退院許可決定による件数、それ以外においては退院許可決定により開始された件数であり、内数である。

Ⅲ 恩赦

1 常時恩赦の受理人員

平成 22 年において、常時恩赦の受理人員総数は 174 人で、前年に比べ 4 人（2.4%）増加している。受理人員の内訳は、第 33 表のとおりであり、旧受人員（前年からの繰越人員）が 93 人、新受人員が 81 人となっている。また、新受人員の上申庁別内訳は、保護観察所からが 64 人（前年に同じ）、刑事施設からが 4 人（前年 8 人）、検察庁からが 13 人（同 6 人）となっている。

なお、恩赦には常時恩赦のほかに、内閣が一定の基準を示し一定の期間を限って行う特別基準恩赦（常時恩赦及び特別基準恩赦は、ともに中央更生保護審査会の個別審査を経て行われることから個別恩赦ともいう。）及び皇室の慶弔時等に政令によって一律に行う政令恩赦がある。

第 33 表 常時恩赦の受理人員

上申庁等	人員	対前年比 (%)	構成比 (%)
総 数	174	2.4	100.0
旧 受	93	1.1	53.4
新 受	81	3.8	46.6
保護観察所	64	0.0	36.8
刑事施設	4	-50.0	2.3
検察庁	13	116.7	7.5

（注）Ⅲ 恩赦の 1 表参照（以下第 3 4 表まで同じ。）

2 常時恩赦の既済人員

平成 22 年において、常時恩赦の上申庁別既済状況を見ると、第 34 表のとおりである。

既済人員の総数は 85 人で、前年に比べると 8 人（10.4%）増加している。これを既済事由別に見ると、恩赦相当が 48 人（既済人員総数の 56.5%）、恩赦不相当が 35 人（同 41.2%）、その他が 2 人（同 2.4%）となっている。

第 34 表 常時恩赦の既済状況

上申庁	総 数	相 当				不相当	その他		
		計	特赦	減刑	刑の執行 の免除			復権	
人員	総 数	85	48	-	-	2	46	35	2
	保護観察所	67	41	-	-	2	39	26	-
	刑事施設	6	-	-	-	-	-	5	1
	検 察 庁	12	7	-	-	-	7	4	1
構成比 (%)	総 数	100.0	56.5	-	-	2.4	54.1	41.2	2.4
	保護観察所	100.0	61.2	-	-	3.0	58.2	38.8	-
	刑事施設	100.0	-	-	-	-	-	83.3	16.7
	検 察 庁	100.0	58.3	-	-	-	58.3	33.3	8.3

（注）1 表参照